

議案第一百号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年九月十七日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年九月十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）を次のように改める。

（町税事務職員の特殊勤務手当）

第三条 町税事務職員の特殊勤務手当は、町税事務を所管する課の職員が、町税の賦課（評価事務を含む。）又は徴収事務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、当該職員の受ける給料月額に百分の五を乗じて得た額とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条に次の一項を加える。

2 前項の手当の額は、従事した一日につき三百円とする。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき三百円とする。

附 則

この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。

